省令

○農林水産省令第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十五号を第四十六号とし、第六号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　イメピトイン及びその製剤

別表第三中第百二十一号を第百二十二号とし、第七号から第百二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　イメピトイン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十九号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十五条第一項の規定に基づき、振動規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十日

環境大臣　望月　義夫

振動規制法施行規則の一部を改正する省令

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一付表第一号ニ中「図書館並びに」を「図書館」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。